

交付基準（案）

〔交付額の算定等〕

交付金額は、国保財政の安定化のための財政調整及び事業への取組のための基本交付額と加算交付額の合計金額によるものとする。

加算交付額の算定は、加算ポイントの合計点数を平成~~23~~24年度年間平均被保険者数（以下「年間平均被保険者数」という。）に乗じて得た値（以下「総ポイント」という。）により、市町村毎の総ポイントの合計の値から各市町村の交付割合を算出して、その交付割合により予算の範囲で算定する。

1 国保財政の安定化のための財政調整

(1) 国調整交付金の交付割合の削減に伴う措置

【申請要件】

平成~~23~~24年度に国の調整交付金を交付された市町村であること。

【交付額】

平成~~23~~24年度国普通調整交付金実績額の10分の1の額の3分の1を財政調整分として交付する。

ただし、「(3) 療養給付費等負担金交付割合の削減に伴う措置」に要する額が県調整交付金総額の9分の2の額を超える場合は、当該交付額より不足分を充当し、その残額を実績に応じて按分して交付する。

(2) 高額医療費共同事業等の拠出金持ち出しに伴う措置

【申請要件】

平成25年度の高額医療費共同事業拠出金(公費負担額を除く。)及び保険財政共同安定化事業拠出金の合計額から、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の合算額を差し引いた額が、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の合計額の3%を超えた市町村であること。

【交付額】

平成25年度の高額医療費共同事業拠出金(公費負担額を除く。)及び保険財政共同安定化事業拠出金の合計額から、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の合算額を差し引いた額から、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の合計額の3%を控除した額を交付する。

(3) 療養給付費等負担金交付割合の削減に伴う措置

【申請要件】

平成~~24~~25年度に療養給付費等負担金の交付を受けている市町村であること。

【交付額】

平成~~24~~25年度療養給付費等負担金の知事の定める日現在における交付額の $\frac{3}{2}$ の額を交付する。

ただし、当該交付金額が県調整交付金総額の $\frac{9}{2}$ の額を超える場合は、「(1) 国調整交付金の交付割合の削減に伴う措置」に割り当てられた金額から充当することとし、なお不足する場合は「2 国保財政安定化のための事業への取組」に割り当てられた額から充当することとする。

また、当該交付金額が県調整交付金総額の $\frac{9}{2}$ の額に満たない場合は、その差額を「2 国保財政安定化のための事業への取組」に割り当てられた額に加算する。

2 国保財政の安定化のための事業への取組

(1) 医療費適正化に関する事業

ア 基本交付額

【申請要件】

平成~~24~~25年度において、次の①から④にかかる全ての事業を実施している市町村であり、かつ、事業計画等に基づき事業を実施していること。

- ①レセプト点検
- ②医療費通知
- ③特定健診・保健指導
- ④保健事業

【交付額】

交付額は、年間平均被保険者数に応じて算出するものとし、次表に定める額とする。

年間平均被保険者数	交付額
5千人未満	2,000千円
5千人以上 1万人未満	3,000千円
1万人以上 3万人未満	4,000千円
3万人以上 5万人未満	6,000千円
5万人以上 10万人未満	8,000千円
10万人以上	10,000千円

イ 加算交付額（評価基準）

次の事業の実施結果等に応じ、各項目記載のポイントを付与する。

【申請要件及び加算ポイント】

①レセプト点検に関する事業

平成~~23~~24年度における国民健康保険事業の実施状況報告「診療報酬明細書点検調査実施状況報告書」に基づき評価をする。

~~ア 資格点検の点検率が100%であること。 1ポイント~~

~~イ 調剤報酬との突合率が50%以上であること。 1ポイント~~

~~ウ 点数表との照合を行っていること。 1ポイント~~

~~エ 手書きレセプトの検算を行っていること。 1ポイント~~

~~オ 縦覧点検の点検率が50%以上であること。 1ポイント~~

ア レセプト点検について、以下をすべて満たしていること。

**資格点検の点検率が100%、調剤報酬との突合率が50%以上、
点数表との照合実施、手書きレセプトの検算実施、縦覧点検の点検率
が50%以上 1ポイント**

~~カイ 内容点検の効果額が県平均以上であること。 3ポイント~~

~~キウ 内容点検の効果率が2年連続上昇したこと。 5ポイント~~

~~クエ 点検効果率（資格＋内容）が1%以上であること。 5ポイント~~

②医療費通知に関する事業

~~ア 平成~~23~~24年度において減額査定通知を行っていること。 3ポイント~~

~~イ 平成~~23~~24年1月から12月までの間に1か月分のレセプトの全数（退職被保険者等分を含む）について4回以上医療費通知を実施していること。~~

~~なお、1年分をまとめる方法による医療費通知は対象としない。~~

~~3ポイント~~

③特定健診・保健指導

~~ア 特定健診の受診率向上のため広報を実施していること。~~

~~1ポイント~~

~~イ 特定健診の受診率向上のために独自の工夫をしていること。~~

~~1ポイント~~

~~ウ 平成24年度において、75歳になる被保険者に対して、特定健診の受診案内をしていること。~~

~~1ポイント~~

平成24年度の特定健診の受診率が県平均を上回っていること。 1ポイント

④保健に関する事業

ア 平成~~23~~24年度国保特別会計において、疾病の早期発見等一次予防に資するための各種健康診査・人間ドック等を実施していること。

1ポイント

イ 平成~~23~~24年度国保特別会計保健事業費（特定健診事業に要する費用を除く。）が保険料収入の1%以上であること。

5ポイント

ウ 1人当たり療養諸費（一般（老人を除く）＋退職）の対前年度の伸び率が、平成22年度と23年度において2年連続低下したこと。

3ポイント

エ 平成~~23~~24年度において重複・頻回受診者及び長期入院患者等の把握、調査、分析を行っていること。

1ポイント

オ 平成~~23~~24年度において重複・頻回受診者に対して訪問指導を実施していること。

5ポイント

⑤その他医療費適正化に関する事業

~~ア 平成24年度において被保険者の健康に対する意識の高揚、健康増進を図るため、小冊子等の作成配布等を行っていること。~~

~~1ポイント~~

4ア 一部負担金の減免申請様式等の規定が整備されていること。

1ポイント

ウイ 一部負担金の減免基準を定めていること。

3ポイント

エウ 国保法第42条第2項に規定されている一部負担金の保険者徴収に関する基準を定めていること。

3ポイント

~~オ 平成24年度において被保険者に対し後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用した場合の自己負担額が軽減されること等について周知広報に関する事業を実施したこと。~~

~~1ポイント~~

~~カ 平成24年度において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用を促進するため被保険者に対し、ジェネリック医薬品希望カード等の配布等を行っていること。~~

~~1ポイント~~

エ ジェネリックの差額通知を発送していること。

3ポイント

(2) 保険料（税）適正賦課及び収納率向上に関する事業

ア 基本交付額

(ア) 事業実施に応じた交付

【申請要件】

平成~~24~~**25**年度において、次の①及び②にかかる事業を実施している市町村であり、かつ、事業計画等に基づき事業を実施していること。

①賦課の適正化に関する事業

②収納率の向上に関する事業

【交付額】

交付額は、年間平均被保険者数に応じて算出するものとし、次表に定める額とする。

年間平均被保険者数	交付額
5千人未満	2,000千円
5千人以上 1万人未満	3,000千円
1万人以上 3万人未満	4,000千円
3万人以上 5万人未満	6,000千円
5万人以上 10万人未満	8,000千円
10万人以上	10,000千円

(イ) 目標収納率の達成状況に応じた交付

各保険者の目標収納率（現年度分）等については、「千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針」4（3）①により次表のとおり定められている。

保険者規模 (被保険者数)	目標収納率	指導等区分	
		県による 助言	県による 実地指導
1万人未満	90%	87～90%未満	87%未満
1万人～5万人	89%	86～89%未満	86%未満
5万人～10万人	88%	85～88%未満	85%未満
10万人以上	87%	84～87%未満	84%未満

本項では、平成~~23~~**24**年度収納率（現年度分に限る。以下「前年度収納率」という。）が上表「指導区分 県による助言」に記載する率以上である場合に交付する。

【申請要件】

収納率の向上に関する事業等を実施したこと等により、前年度収納率が一定以上の水準にある市町村であること。

【交付額】

年間平均被保険者数及び前年度収納率に応じて算出するものとし、次表に定める額とする。

年間平均被保険者数	前年度収納率	交付額
5千人未満	87%	2(2)ア基本交付額の 30 36%
	90%	2(2)ア基本交付額の 60 72%
	92%	2(2)ア基本交付額の 100 120%
5千人以上 1万人未満	87%	2(2)ア基本交付額の 30 36%
	90%	2(2)ア基本交付額の 60 72%
	92%	2(2)ア基本交付額の 100 120%
1万人以上 3万人未満	86%	2(2)ア基本交付額の 30 36%
	89%	2(2)ア基本交付額の 60 72%
	91%	2(2)ア基本交付額の 100 120%
3万人以上 5万人未満	86%	2(2)ア基本交付額の 30 36%
	89%	2(2)ア基本交付額の 60 72%
	91%	2(2)ア基本交付額の 100 120%
5万人以上 10万人未満	85%	2(2)ア基本交付額の 30 36%
	88%	2(2)ア基本交付額の 60 72%
	90%	2(2)ア基本交付額の 100 120%
10万人以上	84%	2(2)ア基本交付額の 30 36%
	87%	2(2)ア基本交付額の 60 72%
	89%	2(2)ア基本交付額の 100 120%

なお、各保険者の前年度収納率が、上表前年度収納率を1%以上超過する場合は、1%につき2(2)ア基本交付額の~~10~~12%相当額を加算する。

イ 加算交付額（評価基準）

平成~~23~~24年度において、次の事業の実施結果等に応じ、各項目記載のポイントを付与する。

【申請要件及び加算ポイント】

①賦課の適正化に関する事業

ア 国保全世帯に対する未申告世帯の割合が本算定日において5%以下である保険者に3ポイントを付与する。

なお、本算定日以降、所得申告の勧奨等により、基盤安定負担金の判定日時点までに5%以下とした保険者については2ポイントを付与する。

- イ 管内事業所へのパンフレット送付等国保制度の周知広報に関する事業を実施したこと。 3ポイント
- ウ 所得未申告者への個別調査による申告の勧奨を行っていること。 2ポイント
- エ 住民担当課と連携を取り、居所不明者等について職権消除を行うよう促していること。 3ポイント

②医療分の賦課割合の平準化に関する事業（本算定時）

- ア 応益割合が45%以上55%未満であること。 3ポイント
- イ 応益割合が前年度と比べ50%に近づいていること。 1ポイント

③収納率の向上に関する事業

- ア 国保全世帯（特別徴収実施世帯を除く。）に対する口座振替加入世帯割合と納付組織加入世帯割合の合計が50%以上であること。 1ポイント
- イ 現年度分収納率が~~0.02%~~0.05%の上昇につき**するごとに** 1ポイント

ただし**また**、現年度分収納率が0以上~~0.02%~~0.05%未満上昇した場合は1ポイントと**を付与**する。

~~なお、低所得者に対する医療分の賦課について、平成22年度、23年度に7.5・2割軽減制度を導入した保険者については、現年度分収納率0.04%の上昇につき1ポイントとし、0以上0.04%未満上昇の場合も1ポイントを付与する。~~

なお、平成23年度から平成24年度の現年度収納率の上昇率が、県平均上昇率以上である場合、県平均上昇率までは0.05%の上昇につき1ポイント、県平均上昇率を超える率0.05%ごとに2ポイントを付与する。

- ウ 滞納繰越分収納率0.2%の上昇につき 1ポイント
ただし、滞納繰越分収納率が0以上0.2%未満上昇した場合は1ポイントとする。

エ 収納率の向上に関する事業等を実施したこと等により、前年度収納率が次表の条件に該当する場合 3ポイント

年間平均被保険者数	前年度収納率
5千人未満の場合	87%以上
5千人以上 1万人未満の場合	
1万人以上 3万人未満の場合	86%以上
3万人以上 5万人未満の場合	
5万人以上 10万人未満の場合	85%以上
10万人以上	84%以上

ただし、~~現年度収納率が上記収納率を1%以上超過する場合は、1%につき3ポイントを加算する。~~

ホエ 収納率向上対策本部等を設置・開催し、連絡調整を行い、徴収体制の強化を図っていること。 1ポイント

ホオ 嘱託徴収員による臨戸徴収、電話催告等を行っていること。 3ポイント

ホカ 休日・夜間等時間外窓口を開設していること。 1ポイント

ホキ 滞納者管理システムの開発・更新を行っていること。 3ポイント

ホク ~~口座振替の勧奨事業を行っていることにとどまらず、以下のような事業を行っていること。(口座振替原則化、ペイジー導入、口座再振替等)~~ ±2ポイント

ホケ 減免の規定(条例を含む。)が整備されていること。 1ポイント

ホコ 平成24~~2~~5年度までにコンビニ収納委託を行っていること。 3ポイント

ホサ 平成23~~2~~4年度末時点で十分な調査に基づく執行停止を行っていること。 1ポイント

④滞納処分等の実施に関する事業

ア 国保全世帯に対する対前年度比で滞納世帯の割合が減っていること。 1ポイント

イ 平成23~~2~~4年度に滞納処分を実施したこと。 1ポイント
さらに公売を行った場合は3ポイント加算する。

(3) 適用の適正化に関する事業

ア 基本交付額

【申請要件】

平成~~24~~**25**年度において、次の①及び②の事業を実施している市町村であること。

①適用の適正化に関する事業

②退職被保険者、被扶養者の適用の適正化に関する事業

【交付額】

交付額は、年間平均被保険者数に応じて算出するものとし、次表に定める額とする。

年間平均被保険者数	交付額
5千人未満	800千円
5千人以上 1万人未満	1,200千円
1万人以上 3万人未満	1,600千円
3万人以上 5万人未満	2,400千円
5万人以上 10万人未満	3,200千円
10万人以上	4,000千円

イ 加算交付額（評価基準）

次の事業の実施結果等に応じ、各項目記載のポイントを付与する。

【申請要件及び加算ポイント】

①適用の適正化に関する事業

ア 平成~~23~~**24**年度適用適正化調査を行っていること。 **±3**ポイント
ただし、**擬制世帯、無申告世帯、所得零世帯、軽減世帯、老人世帯、単身世帯における調査該当となる全世帯について調査を実施していること。**

②退職被保険者の適用の適正化に関する事業

子 平成~~23~~**24**年度中**以前**に受領した年金受給権者一覧表等（以下一覧表等という。）に記載された者のうち、退職者医療制度への適用対象者に対する適用率が、平成24年8月末日現在において100%であること。

3ポイント

（※子の適用対象者とは、一覧表掲載時点における国保加入者を対象とする。）

イ ~~平成22年度以前に受領した一覧表等に記載された者のうち、平成24年8月末日現在において、資格要件の確認を行っていない者及び、資格要件確認後の未適用者が0であること。~~ **1**ポイント

~~ウ~~ 平成23年度において、退職者医療制度に関する広報活動を行っていること。 1ポイント

③ 国民健康保険被保険者証の交付に関する事業

ア 平成~~23~~24年度における被保険者証の更新に際し、普通郵便によらず書留（簡易書留）等により郵送していること。 1ポイント

(4) その他国民健康保険事業の適正化に関する事業

① 国保事業の広域化に関する事業

【申請要件】

平成~~23~~24年度までに、合併又は広域連合等による保険運営の広域化を図り、かつ、平成~~24~~25年度に均一課税となった市町村であること。

【交付額】

交付額は、年間平均被保険者数に応じて算出するものとし、次表に定める額とする。

ただし、合併前の構成市町村の被保険者数による各基本額の合計額が、合併後の各基本額の合計を下回る場合、合併後の減額分を補填するため、下回った額を加算する。

年間平均被保険者数	交付額
1万人未満	5,000千円
1万人以上 3万人未満	10,000千円
3万人以上 5万人未満	15,000千円
5万人以上 10万人未満	20,000千円
10万人以上	25,000千円

② 療養給付費等負担金減額措置

【申請要件】

平成~~23~~24年度において、乳幼児（子ども）医療費助成の現物給付化に伴う国保療養給付費等負担金の減額措置を受けた市町村であること。

【交付額】

乳幼児（子ども）医療費助成の現物給付化に伴い、国保療養給付費等負担金の交付に当たって受けた減額分を交付額とする。

③ 国保診療施設に対する措置

【申請要件】

平成~~24~~**25**年4月1日において、市町村及び市町村が設立した一部事務組合が行う国民健康保険診療施設を設置・運営している市町村であること。

ただし、国民健康保険診療施設の開設者が複数の市町村の場合は、代表市町村であること。

【交付額】

交付額は、病院及び診療所数に応じて算出するものとし、次表に定める額とする。

病床数		交付額
病院	500床以上	2,000千円
	500床未満 100床以上	1,000千円
	100床未満	100千円+1床×10千円 (上限1,000千円)
診療所		300千円
診療所(出張診療所)		100千円

④ 出産育児一時金補助金の実績超過による追加未交付額への措置

【申請要件】

国の平成~~23~~**24**年度出産育児一時金補助金の額の確定において、実績額が国の交付額を上回り、差額分について未交付となっている市町村であること。

【交付額】

国の平成~~23~~**24**年度出産育児一時金補助金交付額と実績額との差額を交付する。